

平成 29 年 6 月 8 日

古賀市議会
議長 結城 弘明 様

総務常任委員会
委員長 岩井 秀一

総務常任委員会審査報告書

総務委員会に、去る 3 月 27 日の議会において、継続審査すべきものとして付託された、事件の審査結果を、会議規則第 110 条の規定により報告いたします。審査にあたり、4 月 11 日、18 日に各委員に意見を求め、今後の進め方等についての協議会を開催、4 月 26 日、5 月 9 日、5 月 19 日、5 月 23 日に、採決に向けた審査を行うため、委員会を開催いたしました。4 月 26 日には所管課との最終質疑を行い、その後の委員会は自由討議を主とし、活発な意見の交換がなされました。

【審査内容】

第 4 号議案古賀市まちづくり基本条例について。本案は、市のまちづくりの基本的事項を定めることを目的としたものであること。

第 1 章総則は、目的、定義、まちづくりの基本理念・基本原則、条例の位置付け。第 2 章は市民等・議会・行政の役割。第 3 章はまちづくりの基本的事項として情報共有、市民参画、共働、コミュニティ活動。第 4 章行政運営では基本構想、行政計画、意見等の取扱い、附属機関等について。第 5 章は実効性の確保として条例の推進・検証、見直し及び附則の条文となっている。

委員より、制定後の市民に対する周知をどう考えているのかの間に、平成 29 年度にパンフレットの作成を予定とのこと。また、検証委員会を開催し、条例の検証、啓発に努めるとのこと。委員より、第 7 条に議会基本条例に基づいて活動しなければならないという文言を加えたらどうかとの間に、二元代表制の趣旨を踏まえ、憲法や地方自治法、議会基本条例で定められた内容を改めて盛り込むということで、このような表現とし、全体での合意形成を図ったとのこと。委員より、この条例は理念条例なのかとの間に、確かに理念的な条例になってはいるが、しっかりと記載している部分もあるとのこと。また、なぜ市民という用語の意義が定められなかったのかとの間に、市民は市内に住所を有する者、住民として問題なく解釈されるものとして、特に定義付けはしていないとのこと。委員より、第 13 条は総合振興計画を何故含めなかったのかとの間に、地方自治法の改正によって、市町村の基本構想策定義務はなくなったが、継続して策定すべきと考え、古賀市基本構想の策定に関する条例を定めている。行政運営の重要事項として、基本構想を策定することを改めてこの条例に規定したもの。

【自由討議】

条ごとに問題点の洗い出しを行った。委員の意見や疑義が集中した条文としては、第1条目的について、第2条定義における「市民」の用語の意義について、第5条の条例の位置付けにおける「整合性の確保」、第7条議会に関する記述、第8条行政の役割等での職員について、第13条基本構想について等であった。

主な意見としては、第2条定義において、市民等という用語に違和感があるという意見。市民を単独で定義してはどうか。日本国籍を有するものを市民として定義する等。共働の定義に「対等の立場で」という文言があるが、市民等と議会が対等の立場という考え方はどうか。議会は市民に選ばれた代表者であって、議決権を持っている等。また、第5条において、「整合性の確保を図る」という部分は削除し、「趣旨を尊重する」ととどめる。第6条に「住民自治を担う自治会に加入する」との文言を挿入してはとの意見。第7条議会については、「古賀市議会基本条例に定めるとおり」だけではなく具体的に書いてはどうかとの意見。議会、議員は古賀市議会基本条例に基づいて活動しなければならない、と加える意見。第10条「市民参画」を行政機関における政策形成、実施過程及び評価へ参画することができるとしてはどうかとの意見。第13条「基本構想を策定する」だけではなく、基本計画も含めた「総合振興計画」を策定するとし、更に議会での議決事項として盛り込んではとの意見。第14条第2項に「行政評価を実施する」を加えてはどうかとの意見。また別の視点からの意見として、この条例の目的は「市民が住み続けたいといえるまちの実現を図ること」であり、「市民」はこの条例において重要な意義を有する用語として定義付けされるべきとの意見。共働の定義での「対等の立場で」であれば原案どおりで良いとの意見。第5条「整合性の確保を図る」に関しては、条例を定める際に、他の法令・条例等と整合性を持たせることは当然のことであり、優位性があるわけではないのならば、あえて必要ないとの意見。第6条については、自治会加入を望むことは当然の成り行きであるが、あくまで強制はできないとの意見。第12条第4項で参画や協力をうたっていることで対応できるとの意見。第13条に関しては、多くの意見があったが、「総合振興計画」における基本計画を議決事件とする意見に対しては基本構想条例や議会基本条例の記述から、原案のままで構わないとの意見があった。附則については、「公布の日」からとすることで合意がなされた。

【修正案】

井之上委員他2名より、自由討議での意見を踏まえた内容で、修正案が提出された。修正案は、①第2条において「市民」を市内に住所を有する者と定義すること及びその他の団体や個人を「市民活動団体等」とし、区別すること。関連修正箇所として、目次（第2章）、第1条、第3条、第2章章名、第6条、第9条、第10条、第11条、第12条、第15条、第16条が該当。②第5条文中の「し、整合性を図る」を削除すること。③第7条において、議会が市の意思決定機関であることを明記すること。④第8条において、職員の自己研鑽について明記することなどが、主な修正箇所であるとの説明が行われた。

【討論】

「修正案に賛成」

まちづくりの主体は市民であり、市民活動団体等とは区別しておくべきであり、策定委員会の方々の、ご尽力には敬意を払いつつも、今回の議論を通じて補強できたのではないかと修正案に賛成。他の委員より、今回継続という形で、細かい部分までの審議に関わったことに感謝。問題点は、第2条の定義であろうと考える。市民と市民活動団体等を分けて修正提案されたことが重要な部分である。原案において、市民の定義はなかったが、修正案の中で用語の定義がなされたことは、このまちづくり基本条例にふさわしい修正であったと修正案に賛成。

「第4号議案及び修正案に反対」

第7条の議会の記述について、そして第13条では、基本構想を策定するだけでなく、総合振興計画、つまり基本構想と基本計画も策定しなければならない。さらに、市民の参画の機会を作るとともに、議会の議決を得なければならないという文言は織り込むべきであると反対。他の委員より、多くの方が参加され真摯に検討されたことから、次の点を除き基本的に賛成との意見。第2条の定義について、第1条と一緒にまちづくりに関わっていくという目的を示しており、原案はこの条例の目的に沿っており、修正する必要はないと考える。第7条議会の役割については議会と基本条例の役割を明確にする必要がある。第13条第1項はまちづくりの具体的なものを示している部分で、基本構想、基本計画で成り立つものである。同条第2項は、まちづくりの策定を示しているところで、まちづくりに関与する人や組織、個人の参画の機会、議会の役割を示す必要があるが、示されていない、と反対とのこと。

【審査結果】

採決の結果、修正案及び修正部分を除く原案は、賛成多数をもって可決され、本案は修正議決すべきものと決定いたしました。

以上、ご報告申し上げます。